

下市町国土強靱化地域計画

令和 7 年 3 月

奈良県下市町

【 目 次 】

I. 地域の特性

1. 位置と地勢
2. 気候の特性
3. 人口の推移、年齢構成等
4. 交通網

II. 国土強靱化地域計画策定にあたって

1. 計画の位置づけ
2. 計画期間

III. 基本目標

IV. リスクシナリオの設定

1. 想定される災害（リスク）
2. リスクシナリオの設定

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

VI. 施策ごとの推進方針

＜別紙＞ 推進方針の具体的な施策

I. 地域の特徴

1. 位置と地勢

本町は、奈良県の南半分を占める吉野郡の北西、県庁から約38kmの位置にあり、東西約9km、南北約11km、面積61.99㎢を有している。大部分が山地で標高は126m（新住地区）から820m（南部山岳）に達し、山間部には秋野川や丹生川等の豊かな河川が流れている。また、北は吉野川を境に大淀町、東側は吉野町、南側は黒滝村、西側は五條市と接している。

2. 気候の特徴

本町の気候は、地域により多少の差はあるものの比較的温暖であり、全体的な年平均気温は14℃～18℃、年平均降水量は約1,400mmで局地的大雨も多発する。町北部は、奈良盆地と同様に夏は暑く冬は寒い内陸性気候地帯にあたる。また、南部の山間地域は、夏は比較的涼しく冬はかなり寒い。

気象庁のアメダス（五條）によれば、最近5年間の年間降水量は1,550mm前後、平均気温は15℃前後、平均風速は1.6m程度となっており、本町の気候も同様の環境及び傾向にあるといえる。

■気象データ

年	降水量(mm)		気温(℃)			風向・風速(m/s)		
	年間	日最大	日平均	日最高 平均	日最低 平均	平均	最大風速	
							風速	風向
2017	1413	254	14.1	19.9	9.0	1.7	9.9	南西
2018	1741	104	14.8	20.6	9.6	1.6	11.4	南
2019	1482	149	14.9	20.8	9.7	1.6	8.2	西
2020	1676	86	15.0	20.8	9.9	1.6	9.6	西
2021	1425	59	14.9	20.9	9.9	1.6	9.3	西北西

資料：気象庁 観測地点：五條

3. 人口の推移、年齢構成等

本町の総人口・世帯数（令和4年3月31日）は、人口は、4,856人、世帯数は2,359世帯で、平均世帯人員は2.0人である。町面積は61.99㎢であることから人口密度は78.3人/㎢となっている。

大部分の人口は、町北部の市街地に集中しているが、山間地域にも集落が点在している。年齢別にみれば、14歳以下の人口が約6%、15歳～64歳の生産年齢人口が約46%、65歳以上の高齢者が約48%となっている。

町内における建物の戸数については、令和元年5月時点で約7,400戸にいたる。

■人口・世帯数の推移（各年3月31日現在）

区分	人口	世帯数	平均世帯人員
平成 25 年(2013)	6,476	2,594	2.50
平成 26 年(2014)	6,281	2,588	2.43
平成 27 年(2015)	6,100	2,575	2.37
平成 28 年(2016)	5,930	2,546	2.33
平成 29 年(2017)	5,726	2,505	2.29
平成 30 年(2018)	5,559	2,467	2.25
平成 31 年(2019)	5,391	2,448	2.20
令和 2 年(2020)	5,233	2,447	2.14
令和 3 年(2021)	5,024	2,411	2.08
令和 4 年(2022)	4,856	2,359	2.05

資料：住民基本台帳

■年齢3区分別人口（令和4年3月31日現在）

区分	0～14 歳 (年少人口)	15～64 歳 (生産年齢人口)	65 歳以上 (老年人口)
人口	294	2,236	2,326
比率(%)	6.0	46.0	47.9

資料：住民基本台帳

4. 交通網

本町の幹線道路網は、大和平野や大阪方面と吉野郡山間部を結ぶ南北交通の大動脈となっている国道309号をはじめ、五條・吉野線、下市・宗桧線、洞川・下市線など県道6路線によって形成され、周辺市町村さらには広域へと連絡する骨格的な役割を担っており、これを補完する機能として、町道もしくは林道、農道等が整備されている。

Ⅱ.国土強靱化地域計画策定にあたって

1.計画の位置づけ

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基

本法」(平成25年法律第95号。以下「基本法」という。)では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本計画は、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町の国土強靱化の指針となるものである。また、町の総合的な計画(過疎計画等)との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等の指針となるものである。

2.計画期間

本町の国土強靱化地域計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、令和10年度までの5年間とするが、必要に応じて見直すものとする。

Ⅲ.基本目標

本町は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、国土強靱化基本計画(平成30年12月閣議決定)及び奈良県国土強靱化地域計画との整合を図りながら、以下の3つを「基本目標」とした。

I 人命を守る

II 住民の生活を守る

III 迅速な復旧・復興を可能にする

Ⅳ.リスクシナリオの設定

本計画を策定するにあたり、県計画に示された「想定するリスク」を基本に、大規模自然災害に対する本町のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の設定を行った。

リスクシナリオは、まず本町に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定されるリスク」とし、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済特性等を踏まえて設定した。

次に、この事態を回避するために行わなければならない取組を検討するとともに、本

町及び奈良県等が実施している取組を整理し、その進捗状況や達成度を確認することで課題を抽出した。

1. 想定される災害（リスク）

住民の生活・本町の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、国の国土強靱化基本計画、奈良県国土強靱化地域計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、水害、土砂災害それぞれについて、以下のとおり具体的な災害を想定した。

ただし、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、検討を進めた。

(1) 地震

① 内陸型地震（中央構造線断層帯等）

奈良県が公表している「第2次奈良県地震被害想定調査」では、奈良県内に8つの起震断層を設定して被害を想定。特に本町の被害が大きいとされている中央構造線断層帯をはじめとした地震の特徴は以下のとおりである。

○地震動（揺れ）

中央構造線断層帯による地震では、町内において最大震度6強の揺れが想定されている。（資料：第2次奈良県地震被害想定調査報告書）

○人的被害・建物被害

本町の死者数・建物被害数は、第2次奈良県地震被害想定調査によれば、内陸型の地震は、海溝型地震よりも被害が大きい傾向にある。

■本町の地震被害想定

区分	中央構造線断層帯			千股断層			東南海・南海地震		
人的被害	死者	負傷者	死者 + 負傷者数	死者	負傷者	死者 + 負傷者数	死者	負傷者	死者 + 負傷者数
(人)	53	157	210	50	166	216	1	1	2
建物被害	全壊	半壊	全壊 + 半壊	全壊	半壊	全壊 + 半壊	全壊	半壊	全壊 + 半壊
(棟)	874	810	1,684	809	812	1,621	15	23	38

資料：第2次奈良県地震被害想定調査報告書（2000年国勢調査）

■避難者想定数（最大と見込まれる１週間後）

区分	人口	中央構造線断層帯	千股断層	東南海・南海地震
避難者数 （避難所）直後	8,670	2,441	2,439	81
避難者数 （避難所）１週間後	8,670	2,997	3,034	97

資料：第２次奈良県地震被害想定調査報告書（２０００年国勢調査）

○その他

- ・震度７等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路や河川等についても被害を受ける可能性が高い
- ・このため通勤・通学者、観光客等が帰宅困難となる

② 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震について、地震規模マグニチュード９．１と推計されている。なお、参考として、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」における、奈良県内の被害想定について、平成２４年８月及び平成２５年３月に取りまとめられた被害想定を以下のとおり掲載する。

○人的被害及び建物被害

奈良県内の人的被害及び建物被害については、震源、季節、時間帯などにより複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

<奈良県内における人的被害・建物被害の想定（令和元年６月 再計算）>

	基本ケース （被害が最小の場合）	陸側ケース （被害が最大の場合）
県内市町村における最大震度の分布	６強： ２市町村 ６弱： ３５市町村 ５強： ２市町村	６強： ２７市町村 ６弱： １２市町村 ５強： なし
死者数	約６０人	約１，３００人
建物全壊棟数	約６，５００棟	約３８，０００棟

※下市町で想定される最大 震度は、基本ケース及び陸側ケースともに
震度６弱とされている。 資料：内閣府政策統括官防災担当報告

＜奈良県内における施設等の被害想定（令和元年６月 再計算）＞

被害想定項目		県内の想定被害 （最大値）
ライフライン施設 被害	上水道（断水人口）	約１２０万人
	下水道（支障人口）	約９７万人
	電力（停電軒数）	約８８万軒
	固定電話（不通回線数）	約１５万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約３万８千戸
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約９３０箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約８１０箇所
避難者数	発災１日後	約１０万人
	発災１週間後	約２６万人
	発災１ヶ月後	約２０万人
帰宅困難者数		約１３万人
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）		３７施設
孤立可能性のある集落数（農業集落）		４７集落

資料：内閣府政策統括官防災担当報告

(2)風水害

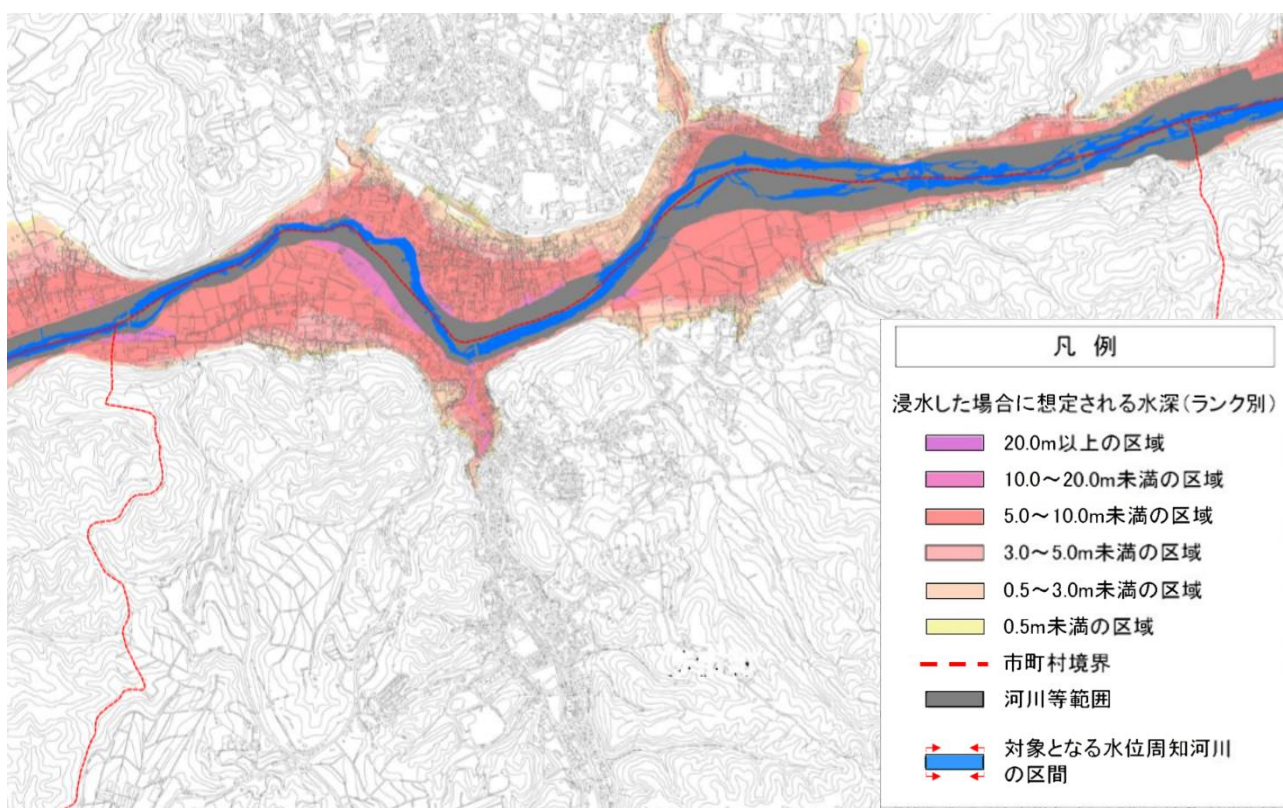
本町において、水防法第１４条第１項に基づき奈良県知事より洪水浸水想定区域と指定された河川は、吉野川（紀の川）と丹生川の２河川である。

上記２河川に加えて、秋野川や阿知賀川、小路谷川などが、昭和３４年伊勢湾台風や昭和５７年台風１０号、平成２９年台風２１号などで町内各地に大きな被害をもたらした。

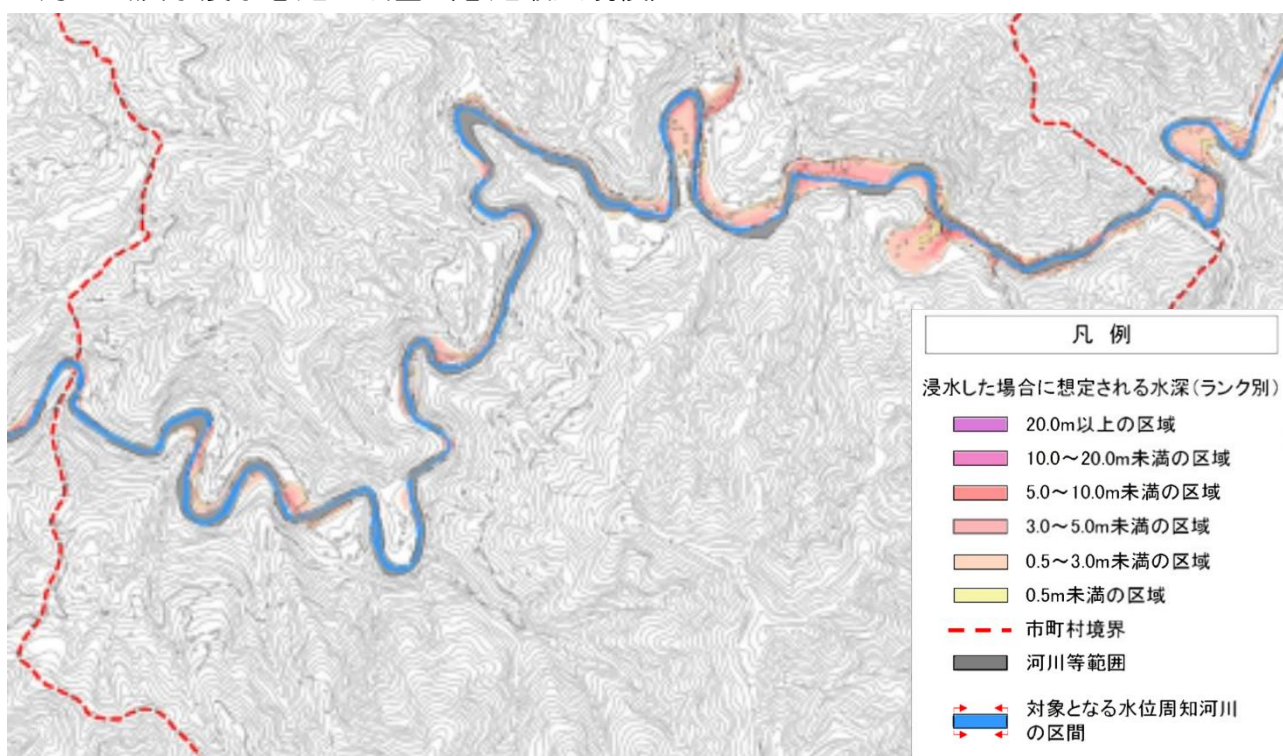
■洪水浸水想定区域の概要

対象河川	紀の川水系紀の川（吉野川）	紀の川水系丹生川
作成主体	奈良県県土マネジメント部河川課	
指定年月日	平成３１年３月２６日	令和２年３月２７日
指定根拠法令	水防法第１４条第１項	
指定の前提となる降雨	橋本地点上流域の２日間総雨量 ６７８mm	
関係市町村	五條市、吉野町、大淀町、下市町、川上村	五條市、下市町、黒滝村

■紀の川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



■丹生川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



(3) 土砂災害

本町は山地が多く、土砂災害警戒区域、土砂災害特別区域等に指定されている箇所が多い。そのため、豪雨等により土砂崩れ等の災害が発生し、被害が生じる可能性が高い。

平成29年の台風21号をはじめとする豪雨等で、本町に甚大な土砂災害をもたらしている。

■土砂災害関連指定状況（令和5年1月現在）

	種 別	
	土砂災害警戒区域	
		その内 土砂災害特別警戒区域
合計	596 箇所	570 箇所
土石流	191 箇所	173 箇所
地すべり	4 箇所	0 箇所
急傾斜	401 箇所	397 箇所

2. リスクシナリオの設定

県が設定したリスクシナリオを参考に、各基本目標に応じた、1 から 6 までの施策分野を設定し、対象とするリスク及び本町の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を各分野に分類した。

I 人命を守る

- 1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施
- 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

II 住民の生活を守る

- 3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持
- 4 ライフラインの確保
- 5 二次災害の防止

III 迅速な復旧・復興を可能にする

- 6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

	施策分野	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	地震・水害・土砂災害の対策 及び避難対策の確実な実施	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生 1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生 1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生 1-4 避難行動の遅れ等による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等の迅速な実施	2-1 被災地への食料・飲料水・医薬品等生命に関わる物資の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断 2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶 2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生
3	住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全 3-2 被災による治安の悪化 3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊 3-4 食料等の安定供給の停滞
4	ライフラインや交通ネットワーク等の確保	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態 4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止 4-6 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止 4-7 地域交通ネットワークが分断する事態
5	二次災害の防止	5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響 5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生 5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大
6	地域社会、経済の迅速な再建・回復	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・

		復興が大幅に遅れる事態 6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる 事態
--	--	---

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

本町の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、国土強靱化基本計画において定められている、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、大和川大水害や紀伊半島大水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針に基づき地域強靱化を推進する。

(1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- i 本町の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取組にあたる。
- ii 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- iii 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- i 災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。
- ii 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民及び事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- iii 非常時だけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- i 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ii 限られた資金を最大限に活用するため、国・県の財政的支援や民間資金の積極的な活用を図る。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- i 人のつながりやコミュニティ機能を向上させ、各地域において強靱化を推進す

る担い手が活動できる環境整備に努める。

ii 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障害者及び外国人等に十分配慮する。

iii 地域の特性に応じて、環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る。

VI. 施策ごとの推進方針

リスクシナリオを回避し、最悪の事態を回避するため推進方針は次のとおりとする。

なお、推進方針の具体的な施策は、別紙のとおりとし、記載の事業等については、必要に応じ、適宜見直していく。

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	
1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生	・ 公共施設等の耐震化、老朽化対策を推進する。 ・ 住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げに繋がること等から、耐震事業を広く周知する（耐震ローラー作戦）など耐震化及び不良住宅等の除去に努めると共に、利用が可能と思われる住宅等については空家バンク登録や改修支援等により利活用を推進する。 ・ 地震の発生により家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。 ・ 住宅用火災報知器設置に努める。 ・ 地域の実情を踏まえ、住民との課題の共有を進めながら、機動的な消防団組織体制の更なる充実を図る。 ・ 消防関係車両の定期的更新を図る。 ・ 防災士・救急救命士の計画的な養成等により救急・救助体制の充実を図る。 ・ 大規模災害に備えた消防組織体制の充実強化と消防装備の整備に努める。 ・ 消防団の資機材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。
1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生	・ 洪水ハザードマップを更新・周知し河川氾濫対策を促進する。 ・ 洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制を確立する。 ・ 河川監視カメラの適正管理とCATV及びHPで映像を配信する。

	・県と共に内水対策を促進する。
	1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生 ・土砂災害ハザードマップを更新・周知し、土砂災害対策を促進する。 ・土砂災害警戒区域等を周知する。 ・土砂災害警戒区域内住民への連絡体制を確立する。 ・県と共に土砂災害危険箇所の対策を促進する。 ・土砂災害特別警戒区域内にある避難所について再編を検討・実施する。
	1-4 避難行動の遅れ等による死傷者の発生 ・「自らの命は自らが守る」意識の徹底、正しい避難行動を周知する。 ・避難所での良好な生活環境の確保に努める。 ・住民への情報伝達の更なる充実と既存の情報伝達機器の維持管理に努める。 ・Jアラート等の更新、維持管理に努める。 ・緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達を実施する。 ・自主防災組織を主体とした避難行動訓練、避難所運営訓練等を実施する。 ・移動系無線機器を更新する。

	2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施
	2-1 被災地への食料・飲料水・医薬品等生命に関わる物資の長期停止 ・住民等に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・非常食及び飲料水等の備蓄を進める。 ・物資支援に係る協定の拡充を図る。
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 ・住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・災害時応援協定の拡充を図る。 ・国道、県道の整備を促進するとともに、被災地までの町道の整備を推進する。 ・衛星携帯電話、無線機の維持管理に努める。 ・孤立の可能性のある集落を対象に通信訓練を実施する。 ・ヘリコプター離着陸場の適正な維持管理を進める。
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの大規模寸断

	・災害の規模や被災地ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。 ・消防組織の施設の整備、資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・自衛隊、警察、消防等と合同訓練が実施できるよう努める。
	2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶
	・国道、県道の整備を促進するとともに、町道の整備を推進する。 ・トンネル及び橋梁の改修、新設を図る。 ・ヘリコプター離着陸場の適正な維持管理を進める。 ・各医療機関や医師会等各種団体と協定の締結に努める。 ・各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。
	2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生
	・疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した「奈良県避難所運営マニュアル」を準用し周知する。 ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。 ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	
	3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全
	・公共施設等の耐震化、老朽化対策を推進する。 ・職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。 ・職員訓練を通じ地域防災計画、業務継続計画等を実用的なものに見直す。 ・業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。 ・災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。 ・重要公共施設の電気設備及び空調設備等を整備し適正に管理する。 ・非常用電源を確保する。
	3-2 被災による治安の悪化
	・警察等と合同訓練が実施できるよう努める。 ・平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。 ・各自主防災組織が訓練を実施するように努め、併せて防犯意識も高め

	る。 ・県、町が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーを育成する。 ・防犯カメラの設置を促進する。
	3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊 ・災害発生後も事業者等が、生産活動を早期に再開できるよう主要幹線道路（国道、県道、町道）の整備を進める。 ・耐震化計画等に基づき、橋梁の耐震化を図る。 ・地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する。 ・事業所等に対し事業継続計画を策定するように周知する。
	3-4 食料等の安定供給の停滞 ・緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及びこれに接続する県道、町道の強靱化と整備を促進する。 ・食料等物資提供の協定の締結に努める。 ・物資輸送等に係る協定の締結に努める。 ・ヘリコプター離着陸場の適正な維持管理を進める。

	4 ライフラインや交通ネットワーク等の確保
	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止 ・重要公共施設の電気設備及び空調設備等を整備し適正に管理する。 ・小型発電機等を整備し適正に管理する。 ・専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信の確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える。
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態 ・全国瞬時警報システムの適正な運用管理を行う。 ・無線機、Ｌ字放送等について、緊急時でも４８時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正に管理する。 ・携帯電話回線等による情報伝達（ＳＮＳ等）を推進する。
	4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

	・道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能なよう道路（国道、県道、町道）の整備を促進する。 ・石油系燃料やガス等の貯蔵設備の適正管理を促進する。 ・上水道施設の耐震化を進める。 ・事業所等に対し事業継続計画を策定するように周知する。
4-4	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L Pガスサプライチェーンの機能の停止
	・重要公共施設の電気設備及び空調設備等を整備し適正に管理する。 ・小型発電機を整備し適正に管理する。 ・ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。
4-5	上水道等の長期間にわたる供給停止
	・上水道施設の耐震化を進める。 ・自家発電設備等の整備及び適正管理に努める。 ・水道用復旧用資材を備蓄する。
4-6	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	・污水处理施設等の耐震化、老朽化対策を推進する。 ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。 ・関連する事業体等との協定の締結に努める。 ・下水道の整備を推進する。 ・浄化槽の設置・整備の推進を図る。
4-7	地域交通ネットワークが分断する事態
	・国道、県道の整備を促進するとともに、町道の整備を推進する。 ・道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化を図る。

5	二次被害の防止
5-1	風評被害等による地域経済への甚大な影響
	・風評被害が拡散しないよう町内外に正確な情報を発信する体制を整備する。
5-2	貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生
	・貯水池やため池の改修や点検に努める。 ・ため池ハザードマップを策定する。 ・河川氾濫対策等を促進する。

	5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大 ・間伐等により森林整備・保全することで、保水機能の維持・向上させるなど、総合的かつ効果的な治山対策事業を実施する。 ・農地等が荒廃しないよう、集落を挙げて維持する。 ・鳥獣害対策を適正に実施し、畑や山林等が荒廃しないように努める。 ・新規就農者等への支援や営農継続の為の取組を促進する。
--	--

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復	
	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ・災害廃棄物発生量の推計、仮置き場選別、処理方法等について、具体的な候補地も含めて検討しておく。 ・一般廃棄物処理業者等との協定締結（県等にも支援を要請し広域処理を推進する）を推進する。
	6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ・町に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。 ・各地域の自主的な取組を支援し、地域力の向上に努める。 ・要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。 ・各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。 ・防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。 ・学校及び保育所等において防災研修や訓練を実施する。 ・自主防災組織、消防団、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活発化し地域コミュニティの結びつきを強くする。
	6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ・国道、県道の整備を促進するとともに、町道の整備を推進する。 ・トンネル及び橋梁の改修を図る。 ・交通関係、運送業者との協定の締結を図る。 ・国土調査（地籍調査等）を促進する。

＜別紙＞

◆推進方針の具体的な施策◆

推進方針の具体的な施策は、以下のとおりである。

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

発災時、人命の保護が最大限図られるよう備える

1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生

- ・消防庁舎の耐震化を推進する【県】
- ・町立小中学校施設の建替や小中一貫校の新築を実施する【町】
- ・文教施設等の老朽化等に対する改修を推進する【町】
- ・役場庁舎をはじめとする公共施設等の耐震化、老朽化対策又は集約化等による機能向上対策等に取り組む【町】
- ・災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業、密集市街地総合防災事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する（既存木造住宅の耐震診断補助金・改修補助金、ブロック塀耐震対策補助金制度等）【町】
- ・住宅等について、不良住宅等の除去支援及び利用が可能と思われる住宅等の空家バンク等での利活用及び改修支援を推進する。【町】
- ・老朽化が進む町営住宅について、公営住宅等整備事業及び公営住宅等ストック総合改善事業による建て替え等により耐震化の推進及び耐火性能の向上をはかりつつ、住み替えによる入居者の集約により、地震・火災被害の軽減をはかる【町】
- ・耐震・耐火性能をもつ町営住宅について、公営住宅等ストック総合改善事業による長寿命化等のための計画的な改修を行い、住宅ストックの改善をはかる【町】
- ・消防団無償貸付車両制度及び奈良県消防力支援事業を活用し、消防団車両の更新を図る【町】
- ・消防団員の確保を図るとともに、常備消防との連携強化、団員の知識・技術向上を図る【町】
- ・消防力強化支援事業、消防団員安全装備品整備等助成事業等を活用し、消防団資機材の充実を図る【町】
- ・全消防団による定期的な訓練を実施する【町】
- ・空家の補修及び危険空家等の除却の推進を図る【町】
- ・危険、不要等の町有財産の除却を実施する【町】
- ・未利用の町有財産の利活用を推進する【町】
- ・役場庁舎をはじめとする避難所等のバリアフリー化、停電時等の照明節電対策

の為のLED化、自家発電機・非常用電源等の設置を図る【町】

1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生

- ・住民主体の防災マップ作りを支援や、YR区域の周知啓発を推進する【県・町】
- ・河川氾濫に関する護岸整備や堆積土砂撤去等の対策を推進する

秋野川ほか【県】

阿知賀川ほか【町】

- ・出水時において、橋脚への漂流物集積に伴う河道閉塞による浸水被害を引き起こす恐れのある老朽化橋梁について、代替路を考慮したうえで撤去を進める
- ・下市町防災マップに浸水想定区域等の情報を掲載し、町民に周知する【町】
- ・河川改修の実施

紀の川 新住工区、阿知賀工区【県】

1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生

- ・住民主体の防災マップ作りの支援や、YR区域の周知啓発を推進する【県・町】
[再掲]
- ・下市町地域防災計画の改定を実施する【町】
- ・総合防災マップに土砂災害警戒区域等の情報を掲載し、町民に周知するとともに、土砂災害危険箇所等に関する情報を町ホームページに掲載する【町】
- ・土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の立地条件や建物の構造条件、地域の特性を勘案し、避難所の再編及び防災力強化を検討・実施するとともに指定避難所の中核拠点整備を図る【町】
- ・土砂災害危険箇所の対策を促進するため、以下の整備を進める

(砂防事業)

イセン谷、岩森沢、上西山沢、瀬ノ上、秋野川【県】

(急傾斜地崩壊対策事業)

中村(口)、下市(ワ)、梨子堂(イ)、植木、新町、栄町、
西山イ、原谷【県】

(総合流域防災事業)

紀の川圏域【県】

- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害基礎調査を実施する
県内一円【県】
- ・町民の警戒避難に資する情報の提供・発信にかかる土砂災害防災情報システムの整備を実施する【県】

1-4 避難行動の遅れ等による死傷者の発生

- ・住民一人ひとりが日頃から災害に関する知識を習得し、備えるために、防災知識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する【町】
- ・全国瞬時警報システム（J アラート）や奈良県防災行政通信ネットワーク、無線機等の定期点検を実施する【町】
- ・CATV等による住民への情報伝達の更なる充実と新たな情報伝達手段の確保を推進する【町】
- ・登録制メール、町ホームページ、SNS（ライン・フェイスブック等）による情報伝達手段を町民に周知・登録を促進し、緊急速報メール（エリアメール）については瞬時に対応できるよう構築する【町】
- ・消防団による広報車両を用いた広報訓練を定期的の実施する【町】
- ・自治会・自主防災組織を対象とした住民参加型の防災訓練を実施するとともに、奈良県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業等も活用しながら、自主防災組織が主催する訓練が実施されるよう支援する【町】
- ・避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員、消防署員等と平常時から共有し支援体制を継続する【町】
- ・土砂災害警戒区域や浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の策定と施設利用者の安全確保のための体制の整備を促進する【町】

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える

2-1 被災地への食料・飲料水・医薬品等生命に関わる物資の長期停止

- ・計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食糧・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、備蓄食料や水を定期的に更新する【町】
- ・一人ひとりにおいて、下市町防災マップ等を活用し、非常用食料の自発的な備蓄を行うことを促進する【町】
- ・民間事業者等において、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を行うことを促進する【町】
- ・家庭や企業による自主備蓄や町による備蓄物資の不足に備えて、企業等との救援物資供給協定による流通備蓄の拡充を図る【町】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ・奈良県広域消防組合が整備する消防救急デジタル無線及び消防指令センターの整備に対する補助を実施する【県】
- ・計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食糧・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、備蓄食料や水を定期的に更新する【町】

[再掲]

- ・一人ひとりにおいて、下市町防災マップ等を活用し、非常用食料の自発的な備蓄を行うことを促進する【町】[再掲]
- ・自治体、各種団体、民間事業者等との間で災害時の相互応援について協定を締結し、災害発生時の応急対応や食料・飲料水等の確保等、災害対応力の強化を図る【町】
- ・本庁舎をはじめとする避難所等の電気設備や空調設備の改修及び適切な維持管理を行う【町】
- ・バイパス道路の整備を促進する
 - 県道五條吉野線（阿知賀工区）【県】
 - 国道309号（丹生バイパス）【県】
- ・道路の拡幅工事を実施する
 - 県道洞川下市線（才谷工区）【県】
 - 県道五條吉野線（山崎工区）【県】
- ・緊急輸送道路に接続する町道の橋梁耐震化を推進する
 - 町道下阪～田中線ほか（学校橋ほか）【町】
- ・災害時における避難・救助時の交通路や、安全な輸送ルートの確保のため、緊急輸送道路等に接続する町道の拡幅整備を推進する
 - 町道阿知賀～吉野川線4号線【町】
 - 総事業費：2.2億円 事業期間：平成27年度～令和9年度（部分供用）
- ・歩行者が安全・円滑に利用できる環境を確保するため、歩道・道路附属物の整備を推進する
 - 町道阿知賀～小路線ほか（歩道整備ほか）【町】
- ・奈良県が実施している孤立可能性集落対策としての災害活動用緊急ヘリポートの把握に協力する【町】

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断

- ・災害ボランティア活動者の養成を継続的に行い、発災後、迅速に支援活動を行える体制を整備する【県】
- ・災害ボランティア、関係機関や団体等の受け入れや被災者支援が円滑に行われる連携・協同体制や仕組みを整備する【県】
- ・市町村消防団の消防設備等の整備に対する補助を実施する【県】
- ・災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る【町】

- ・国や県、町の補助制度等を活用し、消防組織の施設の整備を推進する【町】
- ・消防団員安全装備品整備等助成事業等を活用し、消防団資機材の充実を図る【町】
[再掲]
- ・全消防団による定期的な訓練を実施する【町】[再掲]
- ・防災訓練等への警察・消防等の防災関係機関に参加協力を促進するなど、「顔の見える関係」を構築し、連携体制を強化する【町】

2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶

- ・奈良県が実施している孤立可能性集落対策としての災害活動用緊急ヘリポートの把握に協力する【町】[再掲]
- ・医療関係機関と連携し、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施するため、初期医療体制及び広報医療体制等の整備充実を図る【町】

2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生

- ・奈良県災害時広域火葬実施要綱に基づき、遺体収容と火葬等に係る県と市町村の連携強化を図る【県・町】
- ・奈良県避難所運営マニュアルに基づき、平常時から衛星・防疫体制を整える【町】
- ・簡易トイレ等の計画的な備蓄を実施するとともに、民間事業者等と仮設トイレ等の設置運搬に係る協定締結を促進する【町】
- ・災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る【町】[再掲]

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるよう備える

3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全

- ・役場庁舎をはじめとする公共施設等の耐震化、老朽化対策を推進する【町】
[再掲]
- ・業務継続計画(BCP)に基づき、職員を対象とした図上訓練や参集訓練を継続的に実施し、訓練内容を踏まえて各種計画の見直しを図る【町】
- ・職員を対象とする防災研修を実施するなど、平常時から危機管理意識の周知を図る【町】
- ・災害に強い基盤構築のための自治体クラウドの整備を図る【町】

3-2 被災による治安の悪化

- ・防災訓練等への警察・消防等の防災関係機関に参加協力を促進するなど、「顔の

見える関係」を構築し、連携体制を強化する【町】[再掲]

- 各地域の「支え合い活動」が活発となるよう関係団体を支援する【町】
- 犯罪が起きにくい環境づくりのため、防犯灯 LED 化事業や自治会による防犯カメラの設置に対する補助事業を通じて犯罪の未然防止を図る【町】
- 関係機関・団体と連携した取組を行い、平常時から防犯意識の高揚を図る【町】
- 奈良県自主防犯・防災リーダー研修（防災士養成講座）を積極的に活用し、地域の防災リーダーを育成する【町】
- 地域の防犯カメラの設置を推進する【町】

3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊

- 事業所等に対して、商工会と連携し事業継続計画(BCP)を策定するよう周知を図る【町】

3-4 食料等の安定供給の停滞

- 被災地への物資の供給を迅速に行うために、物流事業者等との緊急時救援物資の輸送に関する実効性を維持できるように対応する【県】
- 計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食糧・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、備蓄食料や水を定期的に更新する【町】[再掲]
- 自治体、各種団体、民間事業者等との間で災害時の相互応援について協定を締結し、災害発生時の応急対応や食料・飲料水等の確保等、災害対応力の強化を図る【町】[再掲]
- 奈良県が実施している孤立可能性集落対策としての災害活動用緊急ヘリポートの把握に協力する【町】[再掲]

4 ライフラインや交通ネットワーク等の確保

災害発生直後から電気・ガス・水道・交通・通信等ライフラインが確保できるよう備える

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止

- 避難所への非常用電源等の設置に対して補助を実施する【県】
- 奈良県防災行政通信ネットワーク及び防災行政無線の維持管理を行い、専用通信回線遮断時の情報伝達手段の確保を行う【町】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

- 全国瞬時警報システム（J アラート）及び防災行政無線の維持管理を行い、発

災時の町民への情報伝達に活用する【町】[再掲]

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- ・事業所等に対して、商工会と連携し事業継続計画(BCP)を策定するよう周知を図る【町】[再掲]

4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電施設）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- ・奈良県と奈良県LPガス協会との「災害時におけるLPガスの優先共有に関する協定」の対象となる拠点避難施設の把握に協力し、災害時のLPガス等の供給継続を図る【町】

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ・上水道施設の耐震化・老朽化対策を推進する【町】
- ・緊急時に備え、自家発電設備等の整備及び適正管理を推進する【町】
- ・緊急工事に備え、復旧用資材を備蓄する【町】
- ・災害発生時に迅速な応急対応がとれるように給水バッグ等を備蓄する【町】
- ・計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食糧・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、備蓄食料や水を定期的に更新する【町】[再掲]
- ・一人ひとりにおいて、下市町防災マップ等を活用し、非常用食料の自発的な備蓄を行うことを促進する【町】[再掲]

4-6 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- ・吉野川流域下水道施設の老朽化対策、耐震化対策を実施する【県】
- ・污水处理施設の耐震化、老朽化対策を推進する【町】
- ・污水处理施設の被災情報や避難所数を把握のうえ、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、あわせて計画的な収集体制を整備する【町】
- ・避難人数を把握するなど避難所等に必要な仮設トイレを確保する【町】
- ・仮設トイレが不足する場合は、県に支援を要請し、必要に応じて他自治体、関係団体に依頼し必要数を確保のうえ、優先順位に配慮して設置を行う【町】
- ・仮設トイレの使用方法、維持管理方法等について町民へ継続的な指導を行う【町】
- ・下水道の整備を推進する【町】
- ・浄化水槽設置整備事業を推進する【町】

4-7 地域交通ネットワークが分断する事態

- ・災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る【町】[再掲]
- ・道路を健全な状態に保ち、災害時の円滑な移動を確保するため、町道の舗装修繕を推進する

町道田中～新住線ほか【町】

- ・橋梁及びトンネルの計画的な点検を行い、長寿命化のための適切な修繕を推進する

国道309号広橋トンネルほか1施設補修【県】

トンネル点検3施設【県】

国道309号ほか53橋梁定期点検【県】

町道橋梁点検104橋〔5年毎の定期点検〕【町】

町道トンネル点検2トンネル〔5年毎の定期点検〕【町】

町道広橋～稲貝線支線1ほか（あらしが橋ほか）〔橋梁修繕〕【町】

- ・道路ネットワークの遮断を防ぐため、道の法面对策・無電柱化・道路附属物の老朽化対策を推進する

県（町）内一円（道路法面点検）【県・町】

県（町）内一円（舗装路面性状調査）【県・町】

県（町）内一円（舗装補修浸水対策）【県・町】

町道梨子堂～樺ノ木峠線（法面对策）【町】

- ・歩行者が安全・円滑に利用できる環境を確保するため、歩道・道路附属物の整備を推進する[再掲]

町道阿知賀～小路線ほか（歩道整備ほか）【町】

5 二次災害の防止

制御不能な二次災害を発生しないよう備える

5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響

- ・緊急速報メール（エリアメール）、ケーブルテレビ、町ホームページ、SNS（ライン、フェイスブック等）による情報伝達、また、必要に応じて広報車両による広報、消防団による広報を活用し、町からの正確な情報伝達を行う【町】

5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生

- ・農業用ため池ハザードマップを策定する【町】
- ・農業用ため池の改修を行う【町】

5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大

- ・森林環境保全に資する作業道の開設、間伐の実施、林業機械の導入支援を行う【県】
- ・過疎化・高齢化等による農村地域の集落機能の低下により、地域の共同活動等に支えられている農地が持つ多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用した地域の共同活動を行う【町】
- ・林業の採算性の悪化等により、間伐等の必要な森林整備が十分に行われていない状況にあることから、補助金などの支援事業及び啓発などの普及事業により、森林整備の促進を図る【町】
- ・新規就農者等への支援や労農継続の為の取組を促進する【町】

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・災害の規模に応じ、県に応援要請し、民間団体等の支援を求める【国】
- ・家屋の損壊数等の被害状況や浸水域の面積等から災害廃棄物等の発生状況を推計し、他市町村と事前に連携調整を行う【町】

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・緊急消防援助隊、警察、自衛隊、DMAT等の関係機関と合同訓練を実施する【県】
- ・文化財建造物の防災設備整備及び保守点検を推進および実施する【県】
- ・自治会・自主防災組織を対象とした住民参加型の防災訓練を実施するとともに、奈良県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業等も活用しながら、自主防災組織が主催する訓練が実施されるよう支援する【町】[再掲]

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・道路を健全な状態に保ち、災害時の円滑な移動を確保するため、町道の舗装修繕を推進する[再掲]
町道田中～新住線ほか【町】
- ・橋梁及びトンネルの計画的な点検を行い、長寿命化のための適切な修繕を推進する[再掲]
国道309号広橋トンネルほか1施設補修【県】
トンネル点検3施設【県】
国道309号ほか53橋梁定期点検【県】

町道橋梁点検 104 橋〔5 年毎の定期点検〕【町】

町道トンネル点検 2 トンネル〔5 年毎の定期点検〕【町】

町道広橋～稲貝線支線 1 ほか（あらしが橋ほか）〔橋梁修繕〕【町】

- ・町道のトンネル照明 LED 化により、長寿命化及び節電対策を推進する

町道小路～立石線ほか（秋野トンネルほか）【町】

- ・災害発生・復旧時における土地の筆界確認の迅速化をはかるため、地籍の明確化を推進する【町】

下 市 町

初 版 令和2年3月

改 定 令和7年3月